

刑企発第396号

【K0201 | 2年 | 令和3年09月09日 | 手配共助】

(関係各課合同)

令和元年9月9日

本部各部課長
各警察署長 殿

三重県警察本部長

三重県警察指名手配等取扱要綱の継続運用について（一般通達）

対号 三重県警察指名手配等取扱要綱の継続
運用について（一般通達・平成29年
9月28日刑企発第528号（関係各課
合同））

指名手配等の取扱いについては、対号一般通達により実施しているところであるが、引き続き、別添の「三重県警察指名手配等取扱要綱」に基づき、適正かつ効果的な被疑者手配の運用を徹底されたい。

なお、対号通達は、廃止する。

別添

三重県警察指名手配等取扱要綱

第1 目的

この要綱は、指名手配、指名通報及び重要事件容疑者登録（以下「指名手配等」という。）について必要な事項を定め、適正かつ効率的な被疑者手配の運用を図ることを目的とする。

第2 手配種別

1 指名手配

逮捕状の発せられている被疑者の逮捕を依頼し、逮捕後身柄の引渡しを要求する手配を指名手配という。

2 指名通報

指名通報とは、被疑者を発見した警察署等に事件の処理を委ねる手配である。

被疑者発見の際には、依頼警察署と発見警察署との間で緊密に連絡を取り、逮捕の必要性を判断して処理すること。

また発見警察署において、被疑者を逮捕する場合は、関係記録や証拠品等の速やかな送付が求められるが、これらの措置が的確に行われないために事件処理に支障を生じたり、逮捕被疑者が不起訴になることのないよう適正かつ確実な措置を行うこと。

3 重要事件容疑者登録

(1) 認定基準

重要事件容疑者登録とは、次に掲げる事件の容疑者と認めるに足りる相当な理由を有しているものの、諸般の状況から指名手配に至らないものをいう。

ア 殺人、強盗等の凶悪事件

イ 常習者の犯行と認められる窃盗等のうち重要な事件

ウ その他社会的反響の大きい事件

(2) 重要事件容疑者登録上の留意事項

ア 重要事件容疑者登録の運用に当たっては、秘密の保持に細心の注意を払い、捜査の遂行に支障を及ぼし、又は関係者の名誉を害することのないよう十分留意すること。

イ 重要事件容疑者登録に当たっては、重要事件容疑者と事件との関連性及び重要事件容疑者登録の必要性について十分検討すること。

ウ 重要事件容疑者登録に当たっては、重要事件容疑者を発見した場合の具体的措置が明確かつ迅速に行われるように措置するとともに、過重な捜査依頼が生じることのないよう配慮すること。

第3 運用主管課等

1 運用主管課

指名手配等の運用に係る事務は、刑事部刑事企画課（以下「運用主管課」という。）で行うものとし、運用責任者には刑事企画課長をもって充てる。

2 事件主管課長

警察本部の犯罪捜査を主管する所属は、その所管する事務に係る指名手配等について個別に検討を行うこととし、運用主管課に対し、指名手配等の登録を申請するものとする。

第4 指名手配等の手続

1 警察署、機動捜査隊、交通機動隊及び高速道路交通警察隊（以下「警察署等」という。）における手続

- (1) 警察署等の捜査主任官は、犯罪の捜査において指名手配等を行う必要があると認めるときは、指名手配等依頼検討表（第8参照）を作成し、当該事件を所管する警部以上の者（以下「警察署課長等」という。）に指名手配等の登録に係る報告を行うものとする。
- (2) 警察署課長等は、指名手配等依頼検討表に基づき、指名手配等の必要性及び可否についての検討を行い、指名手配等を行う必要があると認める場合は、指名手配依頼書（別記様式第1号）を作成し、指名手配等の登録に必要な資料（以下「指名手配等関係資料」という。）とともに警察署等の長（以下「警察署長等」という。）の事件指揮を受けるものとする。
- (3) 警察署長等は、指名手配等を行おうとする場合には、その必要性、可否を慎重に検討し、指名手配等を行うときは、当該事件主管課長に対し、指名手配等依頼検討表及び指名手配等関係資料を送付（FAX送信によるものを含む。）し、指名手配等の登録要請を行うものとする。ただし、機動捜査隊長、交通機動隊長、高速道路交通警察隊長（以下「本部執行隊長」という。）は、事件主管課への送付手続きを経ることなく運用責任者に指名手配等の登録申請を行うことができるものとする。
- (4) 警察署長等は、所属の刑事（第一）課及び生活安全刑事課の庶務を担当する職員から指名手配等庶務担当者を指名し、所属における指名手配等の庶務に当たらせるものとする。

2 事件主管課における手続

- (1) 事件主管課長は、警察署長等から指名手配等の登録に係る通知を受けたときは、当該所属の警部以上の者を指名手配等検討担当者（以下「事件主管課担当者」という。）に指定し、指名手配等の可否、その種別及び範囲、基礎捜査の状況、誤手配のおそれについての検討を行わせるものとする。
- (2) 事件主管課担当者は、警察署長等から送付された指名手配等依頼検討表及び指名手配等関係資料を審査するとともに、必要により警察署課長等に補充の資料を請求して、指名手配等の登録に係る検討を行わなければならない。
- (3) 事件主管課担当者は、指名手配等に係る検討を終えたときは、事件主管課長に指名手配等依頼検討表及び指名手配等関係資料を添えて検討結果を報告し、その指揮を受けるものとする。
- (4) 事件主管課長は、事件主管課担当者から指名手配等登録に係る検討結果を受け、指名手配等を行う必要があると認めるときは、運用責任者に対し、指名手配等依頼検討表及び指

名手配等関係資料を送付し、指名手配等を行うまでに至らないと認めたときは、登録要請のあった所属に、指名手配等依頼検討表及び指名手配等関係資料を返送するものとする。

- (5) 本部の事件主管課において、自ら指名手配等に係る手続を行う際は、警察署等における手続を準用する。

3 運用主管課における手続

- (1) 運用責任者は、事件主管課長等（本部執行隊長を含む。）から指名手配等関係資料の送付を受けたときは、手配共助業務を担当する職員から運用担当者を指定し、指名手配等の可否、その種別及び範囲、基礎捜査の状況、誤手配のおそれ等及び指名手配等の適正かつ効率的な運用について審査させるものとする。
- (2) 運用担当者は、事件主管課長等から送付を受けた指名手配等依頼検討表及び指名手配等関係資料を審査し、必要により警察署課長等から追加資料の送付を受け、指名手配等依頼検討表により審査結果を運用責任者に報告するものとする。
- (3) 運用責任者は、運用担当者の審査結果を踏まえ、指名手配等の実施を判断し、その結果を警察署長等及び事件主管課長等に通知する。
- (4) 運用担当者は、運用責任者の指名手配等実施の決定を受け、直ちに指名手配業務支援プログラム及び警務部情報管理課照会センターの即時処理端末に、指名手配等に必要な記録を入力して、指名手配等の登録を行うものとする。

4 特別司法警察職員等から申請があった場合の登録手続き

検察官及び特別司法警察職員の依頼に係る指名手配等の取扱いについては、次に掲げる事項に留意し、犯罪捜査共助規則（昭和32年7月11日、国家公安委員会規則第3号）に準じて行うこと。

- (1) 依頼を受けるに当たっては、事件の内容、特に逮捕の理由及び必要性について慎重に検討し、確信を持てるものについてのみ応ずるよう留意するとともに、手配の範囲等の適正を期すること。
- (2) 指名手配の依頼は、原則として運用責任者とこれに対応する機関の長との間において行うこと。
- (3) 依頼に係る指名手配を行うに当たっては、令状の更新、手配の解除等について、依頼のあった捜査機関との間に密接な連絡を確保する措置を講ずること。

第5 指名手配等の変更又は解除

- 1 警察署長等は、指名手配等を行った被疑者の手配事項を変更し、又は解除する必要があるときは、運用責任者に対し、変更又は解除を通報するものとする。
- 2 運用責任者は、指名手配等の手配事項の変更又は解除の通報を受けたときは、直ちに運用担当者に対し、変更又は解除の手続を執るよう指示し、手配事項の変更又は解除に係る必要な措置を行わせるものとする。

第6 指名手配等に関する留意事項

1 捜査主任官等の留意事項

捜査主任官、警察署課長等、事件主管課担当者及び運用担当者（以下「指名手配等取扱者」という。）は、次に掲げる事項に留意して指名手配等に関する事務の処理に当たり、誤逮捕及び誤手配の絶無を期さなければならない。

- (1) 指名手配等取扱者は、指名手配等を行うときは、指名手配等依頼検討表により、それぞれ指名手配等の適否について厳格な検討又は審査を行うこと。
- (2) 指名手配等取扱者は、逮捕状等の更新及び指名手配等の手続の適正を期すること。
- (3) 指名手配等を登録した事件の捜査主任官は、逮捕状等が更新された都度、確実に運用担当者に必要事項を通知すること。
- (4) 指名手配等取扱者は、相互に連絡を密にして情報の共有・連携を図ること。

2 追跡捜査の徹底等

- (1) 指名手配等を行ったときは、事件の内容や性質、地域の実情に即して、宿泊施設や立ち回り先捜査、各種の照会を積極的に行うなど、追跡捜査を徹底するとともに、指名手配等被疑者の身柄が早期に確保されるよう創意工夫した捜査を推進すること。

また、必要に応じて、「継続的な口座照会制度」など、各種照会システムを活用した追跡捜査に配意することに加え、指名手配等に係る指導教養を徹底し、職員が熱意を持って手配被疑者の発見、検挙に取り組むようにすること。

- (2) 指名手配等被疑者の中には、刃物、銃器等の携帯が予想される者がいることから、手配被疑者の追跡捜査や逮捕等に当たっては、要員の選定や防護衣、拳銃等の携行等に配意し、受傷事故防止に万全を期するとともに、被疑者の護送に当たっては、逃走事故の防止に細心の注意を払うこと。

第7 市民協力の確保

指名手配等被疑者の早期発見・検挙には、市民の理解と協力が不可欠であり、警察署等において、指名手配等被疑者に係る市民からの情報の受理及び処理体制を確立するとともに、これら情報提供者及び協力者の保護措置に万全を期すること。

第8 指名手配等依頼検討表

指名手配等登録を要請するときに使用する「指名手配等依頼検討表」は別に定めるものとする。

指 名 手 配 等 依 頼 書																		
登 録 種 別					依 頼 年 月 日		令 和		年		月		日					
					罪 名 (犯 罪 手 口)													
					手 配 種 別 範 囲		全 国 第 種											
事 件 名					依 頼 署・課													
被 疑 者	出 生 地																	
	本 籍																	
	住 居 (前 住 居)																	
	職 業 (前 職 業)						フリガナ											
							氏 名											
	フリガナ																	
	異(偽)名																	
	生 年 月 日		昭 和		年		月		日		性 別				前 科		前 科 犯	
															前 歴 回			
	身 体 特 徴																	
	人 相 体 格 特 徴 等										身 長		cm					
	指 紋 番 号		左			被 疑 者 写 真 の 有 無	年 月 日		年		月		日					
							警 察 署		県		警 察 署							
			右				番 号											
							犯 歴 番 号											
そ の 他 の 被 疑 者 写 真				※被疑者写真又はスナップ写真を手配共助係にデータ送信を行うこと														

(続)

犯罪 事実										
逮捕状	有効期限	から			まで以後更新					
	引致場所	三重県 警察署 又は逮捕地を管轄する警察署								
共犯者	氏名				本件犯罪事実の起訴の有無					
	送致(付)先	検察庁			送致(付)年月日	令和	年	月	日	
立ち回り 先	1									
	2									
	3									
	4									
国際海空港手配等	海空港手配・・・国外に逃亡するおそれのある者、既に逃亡している者(日本人・外国人)であり指名手配されていること									
	出国確認留保・・・出国するおそれのある者(本邦に在留する外国人に限る)であり指名手配、重要事件容疑者登録されていること									
	海空港手配		理由							
	出国留保									
旅券	発券発給国				旅券番号					
	発行日				有効期限					
逃走 車両	登録番号	車種車名			塗装					
事件 担当者	警察署 係									
	階級	氏名			警電					

* 犯罪事実が400字以上の場合は、別紙をつけること